

岩倉市老人クラブ連合会等活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者福祉の増進を図るため、岩倉市老人クラブ連合会及び単位老人クラブ（以下「老人クラブ等」という。）に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業、補助経費及び補助基準）

第2条 補助対象事業は、老人クラブ等が行う別表に掲げる事業とする。

2 補助対象経費及び補助基準額は、別表のとおりとする。

3 活動事業の運営については、市長が別に定めるものとする。

（補助金の申請）

第3条 補助金の交付を受けようとするときは、活動事業補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2）
- (2) 収支予算書（様式第3）
- (3) 会員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の決定）

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、活動事業補助金交付決定通知書（様式第4）により通知するものとする。

2 補助金の交付決定を受けた老人クラブ等は、交付決定額の範囲内において補助金の前金払を請求することができる。

（計画変更の申請）

第5条 老人クラブ等は、補助事業の内容を変更しようとするときは、活動事業補助金変更交付申請書（様式第5）を市長に提出しなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金額に変更をきたさない軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、活動事業補助金変更交付決定通知書（様式第6）により、老人クラブ等に通知するものとする。

（実績報告）

第6条 老人クラブ等は、補助事業を完了したときは、事業実績報告書（様式第7）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 実績報告書に関する資料（様式第8）

(2) 収支決算書（様式第9）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めた場合は、補助金を交付する。ただし、第4条第2項の規定により請求書（様式第10）が提出されたときは、交付決定額の範囲内において補助金を交付することができる。

（関係書類の整備）

第8条 老人クラブ等は、補助事業に関する経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

2 前項の書類、帳簿等は、事業完了後5年間保管しておかなければならない。

（検査等）

第9条 市長は、老人クラブ等に対して補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、関係帳簿等の検査をすることができる。

（補助金の返還）

第10条 市長は、老人クラブ等が偽りその他不正行為によって補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	補助事業	補助基準額	補助金支給額	補助対象経費
単位老人クラブ	自主活動事業 ・生きがい事業 ・健康づくり事業 ・地域奉仕活動事業 ・その他必要な事業	3,500円×クラブ数×12月 + 330円×会員数		
岩倉市老人クラブ連合会	一般事業 ・教養講座開催等の事業 ・地域活動事業 ・社会奉仕活動 ・その他必要な事業	200,000円 + 72円×会員数	補助金は、左記の基準額で算出した額とする。	活動に必要な報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料並びに備品購入費。ただし、人件費の流用はしない。
	介護予防・健康づくり事業	680,000円		
	特別事業 ・女性役員、リーダーの育成事業 ・外部からの指導者、協力者の招へい促進事業 ・高齢者と他世代との交流事業 ・広報、加入促進事業 ・その他、地域の特性を生かしたモデル的な活動促進事業	特別事業 194,000円		

	人件費	事務員の業務単価 1,228円 1か月80時間を超えない範囲 用務員の業務単価 1,220円 1年400時間を超えない範囲	
	クラブ活動費	1クラブ 2,000円× 12月(活動のある月数分)	
	創立記念事業費	創立記念事業に必要な経費 1/2以内	
	その他老人クラブ活動で市長が特に必要と認める事業費	必要と認める額	

※補助基準とする会員数とは、各年4月1日現在クラブ会員数のうち60歳以上の者とする。

様式第1（第3条関係）

第 号
年 月 日

岩倉市長 殿

団体名
代表者氏名

活動事業補助金交付申請書

年度において、岩倉市老人クラブ連合会等活動事業補助金交付要綱第3条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 総事業費 金 円

2 補助金申請額 金 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2）
- (2) 収支予算書（様式第3）
- (3) 会員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2（第3条関係）

事業計画書

様式第3（第3条関係）

收支予算書

収入

（単位：円）

項目	予算額	積算の基礎
岩倉市老人クラブ連合会等 活動事業補助金		
計		

支出

（単位：円）

項目	予算額	積算の基礎
補助対象経費		
小計		
対象外経費		
小計		
合計		

備考 1 補助事業に要する収入及び支出を記載してください。

2 支出のうち補助対象外経費がない場合は、対象外経費欄に斜線を引いてください。

様式第4（第4条関係）

第 号
年 月 日

殿

岩倉市長 印

活動事業補助金交付決定通知書

年 月 日 付け 発第 号で申請のあった
年度岩倉市老人クラブ連合会等活動事業補助金については、岩倉市
老人クラブ連合会等活動事業補助金交付要綱第4条に基づき、下記
のとおり交付する。

記

1 補助金交付金額 金 円

2 留意事項

様式第5（第5条関係）

第
年
月
号
日

岩倉市長

殿

団体名
代表者氏名

活動事業補助金変更交付申請書

年　　月　　日付け　　発第　　号で申請した　年度
岩倉市老人クラブ連合会等活動事業を下記のとおり変更したいので
申請します。

記

1 変更後の補助金交付申請額　　金　　円
(補助金交付決定額　　金　　円)

2 変更理由

3 添付書類
(1) 変更に伴う事業計画書（様式第2）
(2) 変更に伴う収支予算書（様式第3）

様式第6（第5条関係）

第 号
年 月 日

殿

岩倉市長 印

活動事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 発第 号で変更申請のあつた岩倉市老人クラブ連合会等活動事業補助金については、岩倉市老人クラブ連合会等活動事業補助金交付要綱第5条第2項に基づき、下記のとおり交付する。

記

1 変更後の補助金交付申請額 金 円
(補助金交付決定額 金 円)

2 留意事項

様式第7（第6条関係）

第
年
月
号
日

岩倉市長 殿

団体名

代表者氏名

事業実績報告書

岩倉市老人クラブ連合会等活動事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて実績報告を提出します。

記

1 添付書類

- (1) 実績報告書に関する資料（様式第8）
- (2) 収支決算書（様式第9）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第8（第6条関係）

実績報告書に関する資料

様式第9（第6条関係）

収支決算書

収入

(単位：円)

項目	予算額	決算額	積算の基礎
岩倉市老人クラブ連合会等 活動事業補助金			
計			

支出

(単位：円)

項目	予算額	決算額	積算の基礎
補助対象経費			
小計			
対象外経費			
小計			
合計			

備考 1 補助事業に要した収入及び支出を記載してください。

2 支出のうち補助対象外経費がない場合は、対象外経費欄に斜線を引いてください。

様式第10（第7条関係）

請　　求　　書

年　　月　　日

岩倉市長 殿

団体名
代表者氏名

金　　円

ただし、 年度岩倉市老人クラブ連合会等活動事業補助金

上記の金額を岩倉市老人クラブ連合会等活動事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき請求します。

振込先

金融機関名及び支店名	預金の種類	口座番号	口座名義

（注）交付決定通知書の写（代表者原本証明）を添付すること。